

「予算決算及び会計令第85条の基準の運用方針等について」新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. 基準の運用方針</p> <p>基準に定める「契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合」の算定は次によるものとする。</p> <p>イ. 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。</p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額</p> <p>[ロ. 略]</p> <p>[2. 略]</p>	<p>1. 基準の運用方針</p> <p>基準に定める「契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合」の算定は次によるものとする。</p> <p>イ. 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。</p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>[ロ. 同左]</p> <p>[2. 同左]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	